

お問い合わせ

中小企業電話相談ナビダイヤル

 **0570-064-350** 【受付時間】平日(月曜～金曜) 9:00～17:30

■ お近くの経済産業局中小企業課に繋がります

※通話料は発信者側の負担となります ※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

 **050-3171-8814** 【受付時間】平日(月曜～金曜) 9:00～17:00

■ 経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください

※通話料は発信者側の負担となります

地方経済産業局

○中小ものづくり高度化法、戦略的基盤技術高度化支援事業

北海道経済産業局	地域経済部 産業技術課	011-709-5441
東北経済産業局	地域経済部 産業技術課	022-221-4897
関東経済産業局	産業部 製造産業課	048-600-0307
中部経済産業局	地域経済部 産業技術課	052-951-2774
近畿経済産業局	地域経済部 産業技術課	06-6966-6017
中国経済産業局	地域経済部 産業技術連携課	082-224-5680
四国経済産業局	地域経済部 産業技術課	087-811-8518
九州経済産業局	地域経済部 産業技術課	092-482-5464
沖縄総合事務局	経済産業部 地域経済課	098-866-1730

○新連携、商業・サービス競争力強化連携支援事業

北海道経済産業局	産業部 経営支援課	011-756-6718
東北経済産業局	産業部 地域ブランド連携推進課	022-221-4923
関東経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	048-600-0341
中部経済産業局	産業部 経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	産業部 産業振興室	06-6966-6054
中国経済産業局	産業部 経営支援課	082-224-5658
四国経済産業局	産業部 中小企業課 新事業促進室	087-811-8562
九州経済産業局	産業部 経営支援課	092-482-5508
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755



編集・発行

中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1816

※掲載している内容は作成時点のものになります。

2020年3月

中小企業 向け 支援制度

ゼロから
2020年版
はじめる!

探しているものが見つかる！
中小企業新事業活動促進事業をご紹介します



革新的なサービスを世に出したい！ P04

ものづくりに必要な体制や設備を整えたい！ P06

自社に合った支援や補助を受けたい！ P10

ITツールや設備を導入したい！ P17

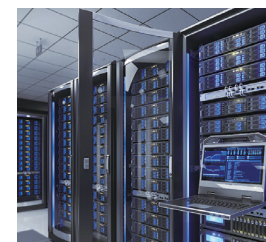
IT導入について誰かに相談したい！ P19

自社の情報セキュリティは大丈夫？ P23



技術革新・経営強化・IT活用に取り組む 中小企業の皆さんを応援します！

本冊子では、ものづくり基盤技術の強化ならびに新商品・新サービスの開発といった技術革新（イノベーション）を生み出す活動や、企業の経営力をより強化するための取り組みに対する、補助金や資金調達、情報提供等の面での様々な支援制度を紹介しています。



技術革新・経営強化

革新的な
サービスを
世に出したい！

01. お勧め支援制度

- 04 戦略的基盤技術高度化支援事業
- 04 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- 05 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 05 商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）

自社に合った
支援や補助を
受けたい！

03. その他の支援制度

- 10 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- 12 中小企業の信用保険法の特例（信用保証）
- 12 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- 12 中小企業投資育成株式会社法の投資の特例
- 13 中小企業等の特許料・審査請求料等の軽減措置
- 13 スタンドバイ・クレジット制度
- 14 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）
- 15 中小企業経営強化税制
- 15 中小企業投資促進税制
- 16 標準化アドバイザー派遣

ものづくりに
必要な体制や
設備を整えたい！

02. お得な認証等の制度

- 06 中小企業技術革新新制度（SBIR）
- 07 経営革新
- 08 経営力向上
- 09 先端設備等導入支援

IT活用支援

ITツールや
設備を
導入したい！

04. IT導入支援策

- 17 サービス等生産性向上
IT導入支援事業（IT導入補助金）
- 17 IT設備導入に関する税制優遇措置
- 18 日本政策金融公庫の
特別利率による融資制度

IT導入について
誰かに相談したい！

05. IT導入計画の策定支援

- 19 戦略的CIO育成支援事業
- 19 IT経営簡易診断
- 20 ミラサポ専門家派遣
- 20 認定情報処理支援機関
（スマートSMEサポーター）
- 21 スマートものづくり応援ツール・レシピ、IoTユースケースオンラインマップ
- 21 中小企業共通EDI標準
- 22 ITプラットフォーム「ここからアプリ」
- 22 テレワークマネージャー派遣事業
- 22 地方版IoT推進ラボ

自社の
情報セキュリティは
大丈夫？

06. 情報セキュリティ対策支援

- 23 SECURITY ACTION

このマークがある箇所を
スマートフォン等でQR
コードを読み込むとweb
で詳しい内容をご覧頂けます。



01 お勧め支援制度

ものづくりや革新的サービス開発等を通じて
生産性向上につながる活動を支援します！

🔗 ものづくり基盤技術の研究開発を支援します

戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

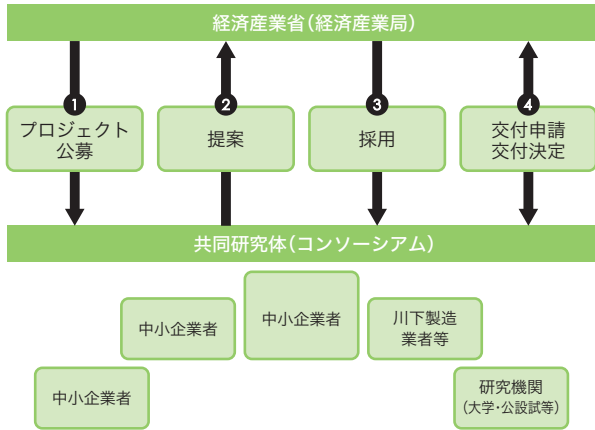
👥 対象・要件

ものづくり中小企業者、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者等によって構成される共同体が行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等

※令和2年度事業からは、本事業の申請に当たって、特定研究開発等計画の認定(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)又は地域経済牽引事業計画の承認(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)を取得する必要はありません(申請要件ではなくなります)。

📄 支援内容

- ①事業期間：2年度又は3年度
- ②補助金額：単年度の上限額4,500万円以内
(2ヶ年合計の上限額は7,500万円以内、3ヶ年合計の上限額は9,750万円以内)
- ③補助率：2/3(ただし、大学・公設試等は定額)
- ④公募時期：2020年1月31日～2020年4月24日



🔗 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善に必要な設備投資等に係る費用を補助します

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者等の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラム経費の一部を支援します。

👥 対象・要件

以下の要件を満たす事業計画(3～5年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

- ① 付加価値額を年率3%以上向上すること
- ② 給与支給総額を年率1.5%以上向上すること
- ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高くすること

📄 支援内容

- | | | |
|--|--|------------------------|
| ①補助上限額
(ア)一般型:1,000万円
(イ)グローバル展開型:3,000万円
(ウ)ビジネスモデル構築型:1億円 | ②補助率
(ア)、(イ)中小:1/2 小規模:2/3
(ウ)定額 | ③公募期間
2020年3月公募開始予定 |
|--|--|------------------------|

👥 問合せ先

●全国事務局(公募中)

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者に広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資や幹事企業が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。

👥 対象・要件

以下の要件を満たす事業計画(3～5年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

- ① 付加価値額を年率3%以上向上すること
- ② 給与支給総額を年率1.5%以上向上すること
- ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高くすること

📄 支援内容

- | | | |
|---|---------------------------------|--------------------------|
| ①補助金額
企業間連携型:2,000万円/者
サプライチェーン効率化型:1,000万円/者 | ②補助率
中小企業者:1/2
小規模事業者:2/3 | ③公募期間
2020年4月以降公募開始予定 |
|---|---------------------------------|--------------------------|

👥 問合せ先

●地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 TEL:03-3501-0645

🔗 他の中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発等を支援します

商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)

異業種分野の中小企業者が連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等に係る経費(人件費、マーケティング調査費、機械装置費等)を補助します。

👥 対象・要件

中小企業者の連携により取り組む新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者を支援します。

📄 支援内容

- ①事業期間：2年度
- ②補助金額：初年度3,000万円以下※
※2年目は初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助
- ③補助率：一般型 1/2以内
IoT、AI等先端技術活用型※ 2/3以内
※IoT、AI等の先端技術を活用して、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会の実現を目指す事業を支援
- ④公募時期：2020年2月18日～2020年4月21日

👥 問合せ先

●中小企業庁技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816 ●最寄りの経済産業局(24ページ参照)

経営革新

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

👥 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が、新商品、新サービスの開発等の新事業活動に取り組む「経営革新計画」を策定し、その内容を都道府県(又は国)から承認を受けたもの

1. 新事業活動であること
- 企業の取り組み内容が、以下の4つのいずれかに該当し、自社にとって新しい取り組みであることが必要
- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は生産
- ③商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ただし、業種ごとに同業の中小企業者(地域性の高いものについては同一地域における同業他社)における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外
2. 計画期間
- 3年以上5年以内
3. 経営の相当程度の向上であること
- 新事業活動によって、次の2つの指標が、計画終了時に相当程度向上することが必要
- ①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- ②「経常利益」の伸び率

《目標伸び率について》

	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

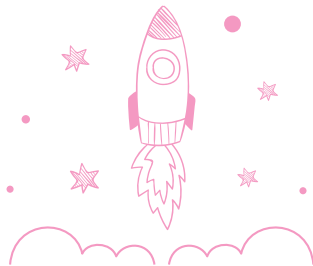
※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 経常利益＝営業利益－営業外費用(支払利息・新株発行費など)

📄 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(11ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(12ページ参照)
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証(12ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の投資の特例(12ページ参照)
- 特許料等の減免(13ページ参照)
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度(13ページ参照)

👤 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
- 最寄りの都道府県の経営革新担当部署



ものづくりに必要な技術開発経営強化基盤や
体制づくりに向けた取り組みを支援します！



🚀 研究開発とその成果の事業化を一貫して支援します

中小企業技術革新制度(SBIR)

中小企業技術革新制度(SBIR)は、中小企業社の研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。SBIRでは、毎年度、研究開発のための補助金・委託費等を「特定補助金等」として指定しています。指定された特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、研究開発成果の事業化にあたって様々な支援制度を活用することができます。

👥 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づく 特定補助金等の交付を受けた中小企業者

1. 申請手続
- SBIRの対象となる特定補助金等の交付を受けている中小企業者であれば、どなたでも、SBIRの各種支援制度を利用することができます。
- 支援制度によっては個別の審査が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

2. 特定補助金等について
- その他の特定補助金等は、予算の年度ごとに中小企業庁ホームページで公表していますので、交付を受けられた補助金が該当するかどうかご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

※4ページの戦略的基盤技術高度化支援事業、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、5ページのものづくり・商業・サービス高度連携促進事業、商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)は特定補助金として指定されています。



📄 支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(10ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(12ページ参照)
- 中小企業投資育成会社法の投資の特例(12ページ参照)
- 特許料等の減免(13ページ参照)

- 入札参加機会の特例措置
- 国や独立行政法人等の関係機関の入札において、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを証明できれば、入札参加資格の等級(ランク)や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になります。
- <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/21fy/100331NyusatsuGuideCreat.htm>



- SBIR特設サイト
- 中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しており、特定補助金等の交付を受けた中小企業者の情報をご覧いただけます。
- <https://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>



👤 問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

経営力向上

経営力向上とは、事業者が事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいいます。

対象・要件

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力向上に取り組む「経営力向上計画」を策定し、その内容を国から認定を受けたもの

1. 事業分野別指針

経営力向上計画に取り組む事業分野(業種)において、「事業分野別指針」が策定されている場合は、当該指針を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※「事業分野別指針」が策定されていない事業分野(業種)については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※経営力向上計画の策定についての詳細は、以下の中小企業庁ホームページを参照。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



2. 計画期間

3年以上5年以内

支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度(11ページ参照)
- 中小企業信用保険法の特例(12ページ参照)
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証(12ページ参照)
- 中小企業投資育成株式会社法の投資の特例(12ページ参照)
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度(13ページ参照)

●取得設備に関する税制措置

中小企業者等は、一定の要件の下、認定経営力向上計画に基づき生産性を高める設備(機械装置・器具備品等)を取得した場合、中小企業経営強化税制(15ページ参照)として即時償却や税額控除などの適用が受けられます。

●中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等が経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられます。

●事業承継等に関する税制措置(登録免許税、不動産取得税の特例)

●業法上の許認可承継の特例

●組合の発起人数に関する特例

●事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例

※各支援措置の詳細は以下のホームページに掲載している「支援措置活用の手引き」をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



問合せ先

- 経営力向上計画相談窓口 TEL:03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)

新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります

先端設備等導入支援

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

対象・要件

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市区町村の「同意導入促進基本計画」に基づき認定を受けたもの

1. 一定期間

3年間、4年間又は5年間(※市区町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による)

2. 労働生産性

(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間)

3. 一定程度向上

基準年度(直近の事業年度)末比で労働生産性が年平均3%以上の向上

4. 対象となる先端設備等

機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物付属設備、ソフトウェア
(※市区町村が作成する導入促進基本計画により異なる場合があります)

支援内容

1. 固定資産税の特例

生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた先端設備等導入計画に従って、取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から3年度に限り、軽減措置を受けることができます。

(市区町村が条例で定める税率(ゼロから2分の1)が適用されます)

対象設備	販売開始時期	単品額
機械及び装置	10年以内	160万円以上
器具及び備品	6年以内	30万円以上
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上
建物付属設備	14年以内	60万円以上

2. 中小企業信用保険法の特例(12ページ参照)

詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
- 新たに導入する設備が存在する市区町村



03 その他の支援制度

○女性・若者/シニア起業家支援資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの ①女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)のうち、新規開業して概ね7年以内のもの ②女性、若年者又は高齢者が経営する法人のうち、新規開業して概ね7年以内のもの
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率▲0.4%(2億7,000万円まで)、基準利率(2億7,000万円超・土地取得資金) 国民生活事業:基準利率▲0.4%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

○再挑戦支援資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新たに開業するもの又は開業後概ね7年以内のもの ②廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること ③廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること ④廃業の理由・事業がやむを得ないもの等であること
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率 国民生活事業:基準利率
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

○新規開業支援資金(国民生活事業)

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの(一部対象外業種あり) ①現在雇用されている企業と同一業種の事業を新規開業しようとする者であって、一定の要件を満たすもの ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務した者であって、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める者 ④雇用の創出を伴う事業を始める者 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める者 ⑥潜在的創業者掘り起し事業の認定創業スクール等による支援を受けて事業を始める者 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める者 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める者 ⑨前①から⑧に該当せず事業を始める者であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力があると公庫が認めたもので、1,000万円以内を限度として本資金を利用するもの ⑩①～⑨のいずれかを満たして新規開業して概ね7年以内の者
貸付限度	7,200万円(うち運転資金4,800万円) 前⑨の要件に該当する者及び同要件を満たして新規開業して概ね7年以内の者は1,000万円
貸付利率	基準利率
貸付期間	貸付期間 設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

<新連携、経営革新、経営力向上計画関連>

対象・要件

中小企業等経営強化法に規定する各種計画(新連携・経営革新・経営力向上)の承認・認定を受けた者

支援内容

○新事業活動促進資金(中小企業事業・国民生活事業)

貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	中小企業事業:基準利率▲0.65%(経営力向上の設備資金のみ基準利率▲0.9%)(2億7,000万円まで)、 基準利率(経営力向上の運転資金・2億7,000万円超・土地取得資金・建物(工場等)) 国民生活事業:基準利率▲0.65%(経営力向上の設備資金のみ基準利率▲0.9%)、 基準利率(経営力向上の運転資金・土地取得資金・建物(工場等))
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

問合せ先

- 日本政策金融公庫 全国各店舗 <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505



事業実施にあたって活用できる融資や債務保証、減免措置などさまざまな制度で支援します！

認定事業計画等の実施に必要な資金調達を支援します

日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

中小ものづくり高度化法・中小企業等経営強化法に基づく認定事業などを行うために必要な設備資金及び運転資金に対して、日本政策金融公庫の特別貸付が利用できます。

各種要件は融資を保証するものではなく、別途審査が必要となりますので事前に日本政策金融公庫にご相談ください。

<中小ものづくり高度化法認定関連>

対象・要件

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、かつ以下のいずれかの要件を満たすもの

- ①最近の決算において、赤字又は債務超過であること
- ②最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少していること
- ③①、②と同様に、困難な経営状況にあると認められること

支援内容

○企業活力強化資金(中小企業事業)

貸付限度	直接貸付:7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 代理貸付:1億2,000万円
貸付利率	基準利率▲0.65%(2億7,000万円まで)、基準利率(2億7,000万円超・土地取得資金)※
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

※2019年度からは基準利率▲0.65%

<中小企業技術革新制度(SBIR)関連>

対象・要件

中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業を行うもの
であって、以下の各資金の貸付対象に該当するもの

支援内容

○新事業育成資金(中小企業事業)

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新事業の事業化から概ね7年以内 ②公庫が経営指導を行うことにより円滑な事業の遂行が可能と認められること		
貸付限度	6億円	貸付利率	基準利率▲0.65%
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内		

○新事業活動促進資金(国民生活事業)

貸付限度	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率▲0.65%、基準利率(土地取得資金)
貸付期間	設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

🔗 債務保証や投資の特例が受けられます

👥 対象・要件

- ①中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた中小企業者
- ②中小企業等経営強化法に基づく承認・認定(新連携・経営革新・経営力向上)を受けた中小企業者
- ③中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付を受けた中小企業者

中小企業信用保険法の特例(信用保証)

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。特例措置により、保証の別枠設定や限度額引き上げがあります。対象・要件①は普通保証等の別枠設定・新事業開拓保証のみ対象となり、対象・要件③は新事業開拓保証のみ対象となります。

📄 支援内容

- 普通保証等の別枠設定:通常の付保限度額と同枠の別枠を設けています。

対象	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち2,000万円)	8,000万円 (うち2,000万円)

- 新事業開拓保証・海外投資関係保証の限度額引き上げ
付保限度額が2億円から3億円(新連携は4億円)に引き上げられます。

👤 問合せ先

- (一社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-6823-1200
- 各都道府県の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>



食品等流通合理化促進機構による債務保証

金融機関から融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構から債務保証が受けられます。
対象・要件②に該当する食品製造業者等のみ対象になります。

📄 支援内容

認定事業等の実施に必要な資金について、民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう食品等流通合理化促進機構から4億円を限度として債務保証を受けられます。

👤 問合せ先

- 公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL:03-5809-2176

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者の成長段階に応じて適切な投資育成を行うことで中小企業者の成長発展を支援します。

📄 支援内容

資本金が3億円以下の株式会社又は資本金が3億円以下の株式会社の設立を検討している方は、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。対象・要件に該当する中小企業者は、特例措置により、3億円を超える会社についても投資の対象となります。

👤 問合せ先

- 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811 ●名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL:052-581-9541
- 大阪中小企業投資育成株式会社 TEL:06-6459-1700

🔗 特許料などの軽減が受けられます

中小企業等の特許料・審査請求料等の軽減措置

一定の要件を満たす中小企業等は、特許料・審査請求料等の軽減を受けることができます。

👥 対象者

- ・中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)
- ・研究開発型中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)
- ・中小ベンチャー企業(法人・個人事業主)
- ・小規模企業(法人・個人事業主)
- ・福島関連中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)

※具体的な要件については、特許庁HPをご参照ください。

📄 支援内容

特許料(第1～10年分)、審査請求料、国際出願に係る手数料が1/2～1/4に軽減
具体的な申請方法については、特許庁HPをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>



👤 問合せ先

- 特許庁 総務課調整班 TEL:03-3581-1101



🔗 海外展開に伴う資金調達を支援します

スタンバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、日本政策金融公庫が信用状を発行し、その債務を保証する制度です。

👥 対象・要件

中小企業等経営強化法に基づく事業(新連携・経営革新・経営力向上)などが対象となります。

📄 支援内容

○日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度(スタンバイ・クレジット制度)

保証の方法	信用状(スタンバイ・クレジット)の発行
補償限度額	1法人あたり4億5,000万円
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じた所定の料率
信用状の有効期間	1年以上6年以内
保証の対象となる 借入れ条件	(融資金額)信用状の補償金額の範囲内 (資金使途)承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 (融資期間)1年以上5年以内

👤 問合せ先

- 日本政策金融公庫 中小企業事業 各支店
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505

🔗 試験研究費・設備導入費の税額控除や特別償却の適用があります

👤 対象・要件

青色申告書を提出する中小企業者等(※)

※中小企業者等とは

- ①資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 等

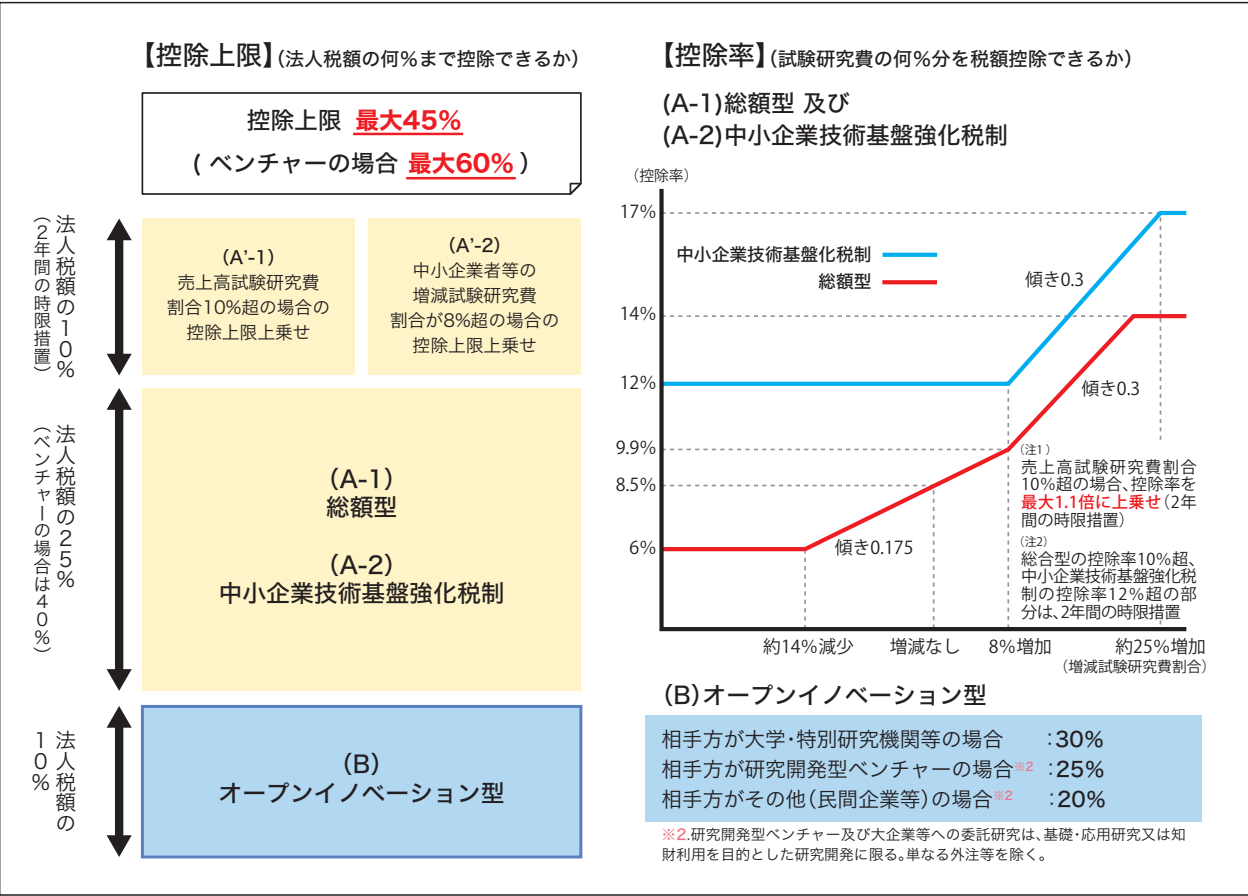
研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)

📄 支援内容

研究開発を行った場合、その試験研究費^{※1}の一定割合について法人税・所得税の税額控除の適用を受けることができます。また、中小企業者等については、控除率・控除上限が優遇されています。

※1. 試験研究費として税額控除の対象となる費用は、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる試験研究に要する費用で一定の要件を満たすもの及び「対価を得て提供するビッグデータ等を活用した第四次産業革命型の新たなサービスの開発」にかかる試験研究に要する費用で一定の要件を満たすものです。

📖 研究開発税制の概要



<A 総額型(中小企業技術基盤強化税制)>【恒久措置^{※3}】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇されています。

- ◆ 控除率: 試験研究費の増加率に応じて12%~17%(大企業は6%~14%)
- ◆ 控除上限: 25%(増加率が8%超えの場合は35%^{※4}、ベンチャーの場合は40%)

※3. 控除率12%超えの部分と、控除上限10%上乗せ部分については2年間の時限措置

※4. 控除上限10%上乗せについては、『A-1 売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限上乗せ』との選択制

<B オープンイノベーション型>【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用(特別試験研究費)又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

- ◆ 控除率: 相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
相手方が研究開発型ベンチャーの場合^{※5}⇒25%
相手方がその他(民間企業等)の場合^{※5}⇒20%

※5. 研究開発型ベンチャー及び大企業等への委託研究は、基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く

- ◆ 控除上限: 10%

※本資料は中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)に関する概要を簡単に説明したものです。
より詳しい制度の説明については、以下のホームページ等をご参照ください。

○経済産業省ホームページ 研究開発税制 https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html



中小企業経営強化税制

📄 支援内容

中小企業等経営強化法上の、認定を受けた経営力向上計画に従って、2021年3月31日までに行われた設備投資について、即時償却又は10%の税額控除^{※1}の適用を受けることができます。

※1. 資本金3,000万円超の法人の場合、税額控除率は7%です。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営力向上計画の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営力向上計画の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	○機械装置(単品160万円以上) ○測定工具及び検査工具(単品30万円以上) ○器具備品(単品30万円以上) ○建物付属設備(単品60万円以上) ○ソフトウェア(単品70万円以上) :情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	○機械装置(単品160万円以上) ○工具(単品30万円以上) ○器具備品(単品30万円以上) ○建物付属設備(単品60万円以上) ○ソフトウェア(単品70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	○生産等設備を構成するものであること(事業の用に直接供される設備が対象) ○国内の投資であること ○中古資産・貸付資産でないこと 等	

中小企業投資促進税制

📄 支援内容

2021年3月31日までに、機械装置等の対象設備を導入した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除^{※1}の適用を受けることができます。

※1. 資本金3,000万円超の法人は税額控除の適用が受けられません。

●対象設備^{※2}

- ・機械・装置(単品160万円以上)
- ・測定工具及び検査工具(単品120万円以上、単品30万円以上かつ複数合計120万円以上)
- ・一定のソフトウェア(複数合計70万円以上)
- ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- ・内航船舶(取得価格の75%が対象)

※2. 中古資産・貸付資産は対象外です。

👤 問合せ先

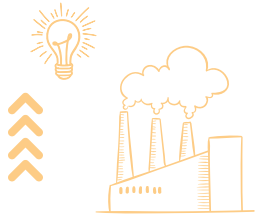
【中小企業技術基盤強化税制】

●中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816

【中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制】

●中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821(平日9:30~17:00)

※本税制の適用にあたってのご質問(税制の対象に該当するかどうか等)は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。



☞ 中小企業による標準化の戦略的な活用を支援します。

標準化アドバイザー派遣

標準化は、新しい技術や優れた製品を速やかに普及させ、ビジネスを優位に勝ち抜くためのツールであり、事業戦略を練る際に欠かせない存在です。専門家の派遣により、中小企業者による標準化の戦略的な活用を支援します。

＜標準化を活用した事業戦略のススメ＞

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/jigyo-senryaku/pdf/jigyosenryakunosusume.pdf>

または「標準化を活用した事業戦略のススメ」で検索



＜標準化を活用した中小企業の事例＞

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/shinshijo/pdf/zireisyuu.pdf>

または「新市場創造型標準化制度について」で検索



👤 対象・要件

優れた技術や製品を開発したものの、その品質や性能を客観的に証明できず、顧客の理解や信頼を得られない等の課題を解決したい中小企業者

📄 支援内容

- ①相談窓口：（一財）日本規格協会
- ②派遣専門家：標準化アドバイザー
- ③派遣費用：無料（何回でも）

※内容や条件が合えば、その後の標準化活動に対する費用等支援を受けられる可能性があります。

👤 問合せ先

- （一財）日本規格協会 総合標準化相談室 TEL:03-4231-8540 Mail:stad@jsa.or.jp
- 経済産業省 基準認証政策課 TEL:03-3501-9232 Mail:shinshijo-partner@meti.go.jp



04 IT導入支援策

ITツールやIT器具・備品の導入に活用できる 補助金や融資によるサポートを行います！

☞ ITの導入資金を提供します

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する際の経費の一部を補助します。

👤 対象・要件

以下の要件を満たす中小企業・小規模事業者等であること。

- ① 労働生産性を年率3%以上向上すること
- ② 給与支給総額を年率1.5%以上向上すること
- ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上高くすること

※②③については、一部事業者は加点要件

📄 支援内容

- ① 補助対象経費：ソフトウェア、サービス導入費
- ② 補助率：1/2以内
- ③ 補助金額：450万円以下（下限額：30万円）

※ハードウェアは対象外

※クラウドサービス等の利用料は、導入後1年間分のみ対象

📞 利用案内

ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、IT導入支援事業者がITツールの説明や、導入・運用方法等のサポートをします。

👤 問合せ先

- 経済産業省 サービス政策課 TEL:03-3580-3922
 - IT導入補助金事務局ホームページ <https://www.it-hojo.jp>
- または、「IT導入補助金」で検索



☞ ITを活用するための設備投資等を支援します

IT設備導入に関する税制優遇措置

中小企業者等が一定の器具・備品（パソコン、デジタル複合機等）やソフトウェア等を導入した場合、特別償却や税額控除などの適用が受けられます。（17ページ参照）

日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の融資が受けられます。

対象・要件

IT活用のための投資を行う中小企業者及び認定情報処理支援機関

支援内容

○IT活用促進資金

情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る長期運転資金の融資を受けることが出来ます。

貸付対象	(1)中小企業者 ①電子計算機等 ②周辺装置 ③端末装置 ④被制御設備 ⑤関連設備 ⑥関連建物・構築物 ⑦その他の設備※1 (2)認定情報処理支援機関 情報処理支援業務を行うために必要な設備資金や長期運転資金
資金使途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業:7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%※2
貸付期間	設備資金:20年以内 長期運転資金:7年以内

※1 ①については、他①～⑦の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象となります。

※2 一定の要件を満たす方については特別利率が適用されます。

問合せ先

- 日本政策金融公庫 全国各店舗 <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505



05 IT導入計画の策定支援

IT導入計画の策定支援を行う専門家を派遣し、
IT導入や運用を支援します！

👉 専門的知識や経験を持つ専門家がIT導入計画の策定を支援します

戦略的CIO育成支援事業

高度なITスキルを有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

対象・要件

ITを活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

派遣専門家: CIO経験者、中小企業診断士、ITコーディネータなど、経営上の問題点・課題をITの活用により解決した実務経験・支援実績を有するアドバイザー

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT企画・導入	CIO-A (企画・導入)	IT活用、導入の 具体的なアドバイス	17,500円/人日	10ヶ月20回程度
IT化 計画策定	CIO-B (構想)	IT活用、導入に向けた 構想・計画策定を サポート	17,500円/人日	4ヶ月8回程度

問合せ先

●中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 TEL:03-5470-1564

IT経営簡易診断

IT経営簡易診断では、専門家との3回の面談を通して経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理・見える化し、相談者に合ったIT活用の可能性を無料でご提案します。

対象・要件

1. 自社の経営課題・業務課題を専門家と一緒に見える化したい、IT活用可能性を検討し、生産性向上を目指したい中小企業
2. 特に、顧客対応・営業支援業務(フロント業務)、総務・会計・人事、労務、在庫、物流等の間接業務(バックオフィス業務)について課題があり、改善を検討したい中小企業

支援内容

全体最適視点から見た、経営・業務課題の整理・見える化、現状リソースを踏まえたIT活用に役立つ情報提供等

問合せ先

●中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 TEL:03-5470-1564

ミラサポ専門家派遣

よるず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業者の経営課題に応じた専門家を派遣します。ITにおいては、ITを活用した経営戦略の策定からIT導入に至るまで様々なステージの取り組みを専門的見地から支援します。

対象・要件

ITの活用等により経営課題を解決したい中小企業者

支援内容

- ①相談窓口：よるず支援拠点又は地域PF
- ②派遣専門家：ITコーディネータその他の公的資格を有する者等

- ※1. よるず支援拠点又は地域PFの構成機関が、中小企業者からの相談を受け、経営課題の整理を行った上で、当該機関では対応困難な高度な課題について、専門家を派遣します。
- ※2. よるず支援拠点・地域PF 検索ページ <https://www.mirasapo.jp/regionplatform/index.html> または、「よるず支援拠点」で検索

問合せ先

- 中小企業庁 経営支援課 TEL:03-3501-1763
- ミラサポHP <https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html>
- 最寄りのよるずの支援拠点又は地域PF(連絡先は上記ホームページをご確認ください)



ITの導入を支援します

認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)

スマートSMEサポーターは、中小企業(SME)の生産性向上に役立つ最適なITツールを提供し、ITの利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定された支援機関です。

対象・要件

ITを活用して経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業

支援内容

IT利活用(サイバーセキュリティ含む)に係る、指導、助言、情報の提供その他情報処理に関する支援

- ※スマートSMEサポーター検索ページ <https://smartsme.secure.force.com/smartsmesearch/> または「情報処理支援機関検索」で検索



問合せ先

- スマートSMEサポーター問い合わせ窓口 TEL:0120-344-998 (受付時間 平日10:00~18:00/土・日・祝及び12月29日~1月3日を除く)
- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816



IoTやロボット、データ連携システムの導入を支援します

スマートものづくり応援ツール・レシピ、IoTユースケースオンラインマップ

中小企業者がIoTを活用するに当たって活用事例や、役立つIoTツール等を集め、ホームページで公表しています。

<スマートものづくり応援ツール・レシピ>

製造業の中小企業者がより簡単に低コストで使える既存のアプリケーション等のツール・レシピ(ツールを組み合わせたソリューション)情報を取りまとめ、公表しています。

<IoTユースケースオンラインマップ>

日本全国やドイツ、フランスのIoT活用事例を収集し、事例情報や問い合わせ先情報を地図上で表示した「IoTユースケースオンラインマップ」を公表しています。

掲載ホームページ (ロボット革命イニシアティブ協議会ホームページ) <https://www.jmfrri.gr.jp/iot/429.html>



問合せ先

- 経済産業省 製造産業局 ものづくり政策審議室 TEL:03-3501-1689
- ロボット革命イニシアティブ協議会 TEL:03-3434-6571

中小企業共通EDI標準

これまで、中小企業者は受発注業務などで取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていました。これを改善するために、「企業間データ連携調査事業(※)」にて「中小企業共通EDI標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。

<中小企業共通EDI標準仕様>

掲載ホームページ(ITコーディネータ協会ホームページ) <https://www.itc.or.jp/datarenkei/>



<中小企業共通EDI標準に対応した受発注システムの導入相談等>

つなぐITコンソーシアム <https://tsunagu-it.com/cons/>

(注)なお、「企業間データ連携調査事業※」の報告書で触れられている「普及推進協議会」については、ITコーディネータ協会が事務局となって2018年9月頃の発足を目的に検討を進めています。
※2016年度経営力向上・IT基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)



問合せ先

- 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816



ITに役立つ情報を提供します

ITプラットフォーム「ここからアプリ」

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するwebサイトです。

中小企業者が抱える生産性向上に関する経営課題を、IT活用により解決に導くためのクラウドサービス、支援施策、導入事例、支援者に活用いただけるツール等を紹介しています。

また、中小企業支援機関の皆様に、ITプラットフォーム活用等に関する講習会を開催しています。(詳細は要問合せ)



問合せ先

●中小企業基盤整備機構 経営支援部 連携支援課 TEL:03-5470-1581
<https://ittools.smrj.go.jp/>



テレワークマネージャー派遣事業

働き方改革やテレワークの導入を検討する企業・団体に、企業・地方公共団体等の働き方改革の導入実績を持つ専門家(テレワークマネージャー)を無料で派遣し、テレワークの導入を支援します。



対象・要件

テレワークの導入を検討している企業・団体等



支援内容

- ・企業・団体等に、テレワークの専門家を個別派遣(3回まで無料)
- ・テレワークシステム、情報セキュリティ等、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイスを実施
- ・厚生労働省の労務管理コンサルタント派遣事業と連携
- ・令和元年度は7月18日(木)～令和2年2月28日(金)まで募集受付
お申込みはこちら▶ <https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>



問合せ先

●総務省テレワークマネージャー派遣事業事務局 NTTデータ経営研究所 TEL:03-5213-4032(平日10:00～18:00)
 ●総務省情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室 TEL:03-5253-5751

地方版IoT推進ラボ

地域課題の解決等に資するIoTプロジェクト創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、メンターの派遣等により、その活動や地域間のネットワーク構築を支援します。2020年2月現在、全国101地域が選定されています。



対象・要件

自治体、公的機関、企業、学校、市民等によって構成される組合・団体等



支援内容

- 地域のプロジェクト・企業等の実現・発展に資するメンターの派遣
- 展示会への出展支援や、ポータルサイト等による外部へのPR支援
- 選定地域同士の交流イベントによるネットワーク構築等



問合せ先

●地方版IoT推進ラボ事務局 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)社会基盤センター TEL:03-5978-7543
 ●経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課 TEL:03-3501-2646
 ●地方版IoT推進ラボポータルサイト <https://local-iot-lab.ipa.go.jp/>



06 情報セキュリティ対策支援

情報セキュリティに対する意識の向上や対策の実施に取り組む中小企業者を支援します！

SECURITY ACTION

中小企業者自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すことで中小企業者におけるセキュリティ意識の向上と対策実施を促進します。



対象・要件

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業者



支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みのPRにつながります。また、取り組み目標を宣言した中小企業者をホームページで公表しています。



<★1つ星>



セキュリティ対策自己宣言

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「情報セキュリティ5か条」に取り組むことを宣言する。

情報セキュリティ5か条

- ①OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう！
 ②ウイルス対策ソフトを導入しよう！ ③パスワードを強化しよう！
 ④共有設定を見直そう！ ⑤脅威や攻撃の手口を知ろう！

<★★2つ星>



セキュリティ対策自己宣言

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー(基本方針)を定め、外部に公開したことを宣言する。



問合せ先

●情報処理推進機構(IPA)SECURITY ACTION事務局 TEL:03-5978-7508 Mail:security-action-info@ipa.go.jp
 ●SECURITY ACTION申込サイト <https://security-shien.ipa.go.jp/security/entry/>

